

[様式第 1 3 号]

[特例政令適用一般競争入札]

質 疑 応 答 書

工事名 第 2 霞目雨水幹線工事 1

質 問 事 項	整理番号
	回 答
シールド工事の積算基準は「下水道用設計標準歩掛表平成 2 5 年度」と考えてよろしいでしょうか。	1 3 0 5 1 0 6 3 6 「下水道用設計標準歩掛表平成 2 5 年度」等です。
物価資料の採用月は平成 2 5 年 1 0 月と考えるとよろしいでしょうか。	平成 25 年 10 月です。
交通誘導員の夜間の配置は不要と考えるとよろしいでしょうか。	夜間の配置はありません。
工事着手可能日についてご教示ください。	提示はできません。
発進基地の囲いは、防音壁以外の部分では必要がないと考えると宜しいのでしょうか。	必要ありません。
到達基地の敷地外周には、囲いの必要がないと考えると宜しいのでしょうか。	必要ありません。
B-6 配管設備について 配管設備工の作業用 φ 100 の用途についてご教示ください。	作業用管 φ 100 mm は、二次覆工作業（コンクリートプレーサ打設時）に用いるものです。
水道の給水管口径と水道使用期間についてご教示ください。	設計上の口径は 13 mm、使用期間は発進側が 23 か月、到達側が 1 か月です。
水道使用料一式に計上されている工種についてご教示ください。	高圧噴射攪拌工法、薬液注入工法、坑内整備工、泥水式シールドの裏込め材、初期作泥です。
薬液注入工の削孔水や洗浄水も水道使用料に含まれると考えるとよろしいでしょうか。	削孔水や洗浄水も水道使用料に含まれております。
大口径高圧噴射攪拌工の削孔水や洗浄水も水道使用料に含まれると考えるとよろしいでしょうか。	削孔水や洗浄水も水道使用料に含まれております。

[様式第13号]

<p>水道使用料に下水道料金は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>下水道料金は計上しておりません。</p>
<p>水道使用料は「処分費等」の扱いになると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>水道使用料は、「処分費等」に含まれます。</p>
<p>水道基本料金も「処分費等」の扱いとなるのでしょうか。</p>	<p>「処分費等」に水道基本料金は含まれません。</p>
<p>水道使用料は、各工種で使用する量の積上によるものでしょうか。</p>	<p>積み上げにて計上しております。</p>
<p>A-2 水道使用料一式の内訳についてご教示ください。</p>	<p>高圧噴射攪拌工法，薬液注入工法，坑内整備工，泥水式シールドの裏込め材，初期作泥の水道使用量の積み上げです。</p>
<p>処分費等以外に経費対象外項目がありましたら、ご教示ください。</p>	<p>「処分費等」以外の項目はございません。</p>
<p></p>	<p></p>

注1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合（見積りに必要な事項に限る。）に提出してください。会社名を記入する必要はありません。